

大阪・茨木市議会 議員に懲罰動議

大阪府茨木市の議会が今
揺れている。議場に日の丸が今
掲揚されたのだ。大阪府内で
の議場への日の丸掲揚は、門
真市と大東市で從来からおこ
なわれていたが、国旗・国歌
法の施行により、大阪府議会
で掲揚され、それが茨木に波
及したかたちとなつた。しか
し、掲揚までの手綱きやその
後の対応をめぐり茨木市議会
は混乱することになった。

まず、昨年十二月、当初から懸案事項であった日の丸掲揚問題に關し、議長が議会運営委員会に「議場に国旗・市旗を掲げる」ことについてを諮問した。これを受け、委員会において掲げる」ことを多數決により決定し議長に答申、議長が答申を尊重する形で国旗・市旗の掲揚が決まった。議長も議員も明確な掲揚の責任を避けたやり方といえる。この決定により、今年の一月一日から、市旗とともに議



桂曉子市議員與臺北市議員

日の丸に抗議して

国連旗持込んだら……

だ。ある議員は旗のデザインが地球と平和の象徴であるオリーブをあしらったものであることを理由に、まじめに

議員はすべての地域、すべての人びとを表す旗として選挙し、日の丸に象徴される突出したナショナリズムを批判するために用いた。なかには、茨木市議会の良心が死んだ日として喪服を着用し、数珠をもち議場に入る議員もいた。

大阪府茨木市の議会が今
揺れている。議場に日の丸が今
掲揚されたのだ。大阪府内で
の議場への日の丸掲揚は、門
真市と大東市で從来からおこ
なわれていたが、国旗・国歌
法の施行により、大阪府議会
で掲揚され、それが茨木に波
及したかたちとなつた。しか
し、掲揚までの手綱きやその
後の対応をめぐり茨木市議会
は混乱することになった。

まず、昨年十二月、当初から懸案事項であった日の丸掲揚問題に關し、議長が議会運営委員会に「議場に国旗・市旗を掲げる」ことについてを諮問した。これを受け、委員会において掲げる」ことを多數決により決定し議長に答申、議長が答申を尊重する形で国旗・市旗の掲揚が決まった。議長も議員も明確な掲揚の責任を避けたやり方といえる。この決定により、今年の一月一日から、市旗とともに議

派を組んでいる無所属の桂連喜子市議、新社会党の山下慶喜市議が抗議の意思を示すために、机上用の国連旗を議場に持って入った。国連旗は共产党議員の想いはさまざまではあったが圧倒的多数の与党を前に抵抗の手段として国連旗を選ん

た。採決の結果、与党議員の賛成により国連旗の撤去が決定したが、持ち込んだ七人は撤去を拒否。これに対し議長は退去を命じた。ここで、桂市議は退去し、退去しなかつた残り六人に対しては、懲罰がかかることになった。

持権の侵害」である。つまり、議長の退去命令に応じなかつたことは指してゐるわけだ。(い)での争点は、「果たして退去命令は妥当なのか」ところの点である。問題が國連旗であるならば、國連旗の排除ことだらうなどではなくのがちか。

及したかたちとなった。しかし、掲揚までの手続きやその後の対応をめぐり茨木市議会は混乱することになった。

まず、昨年十二月、当初から懸案事項であった日の丸掲揚問題に関して、議長が議会運営委員会に「議場に国旗・市旗を掲げる」とことについてを

場に日の丸が掲揚される」と
になった。

茨木市議会の良心が死んだ日として喪服を着用し、数珠をもち議場に入る議員もいた。このパフォーマンスに対して、掲揚を推進してきた与党議員が反発。旗の撤去を求め、採決によって撤去するかどうかを決定することとなつた。

（い）は妨げでないのかといふ疑問もでてくる。しかゞ、途中退去の桂市議に対してもは、懲罰がないということから、國連旗持ち込みに関しては、懲罰の対象にならぬことがわかった。

大阪・茨木市議会 議員に懲罰動議

の丸に抗 国連旗持込

議論して
んだら……

入ったのは、茨木市議会規則の一四五条、携帯品の条項に違反していることを挙げた。この一四五条は、「議場等に入るのは、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を攜帯してはならない」というもの。国連旗がいつたいこのなかの何に該当するか、判断がつかない。無理やりこじつけたようなものだ。机上に国連旗を置くことが議会審議の妨げなら、日本の主義を議場に持ってきて

これから、学校の卒業式などでの日の丸掲揚問題があちこちで出ていくんだ
だが、議会でも日の丸掲揚動きがみられる今、この流れはますます加速し、日のおに対する個人の自由な選択はますます狭まっていくことになりますからね。

条の自由が奪われ、数の論理で決めることが押し通つてしまつたことである。自由な論議が保障されなければならぬ議場でのような押し付けがなされねばならぬ。日の丸のような思想相手といふ條に関わる問題を多数決の理で決めることは間違つてゐる」と語った。

結局懲罰は共産党的の議員に対して陳謝処分になった。この議員は陳謝したが、懲罰は議会中に残りの五人に関しては継続議となり、三月議会へ持ちました。

△回 これだけの大問題はも関わらず議会の傍聴人は數人程度であった。この問題を知つてゐる茨木市民は、ほとんどいない。議会は「市民」とつて遠く、そして「市民から関心を寄せられない議員の闘い」も孤独だ。この関心の低さこそ、この騒動の根本的原因だろう。

茨木市議会は本会議において

て
議員に於し質問の時間生ずる限を設けている。その時間は短いときは四分、長くて四十分。これほどまでに質問時間の少ない議会はほかにあるのでどううか。まるで議員に仕事をするなどいわんばかりの制度だが、このことを知つてゐる茨木市民もまた少ない。